

# CLAIR REPORT No.504

## イギリスにおけるウォーキングの取組事例と地域への 貢献について

(一財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所  
宇野 真由美

はじめに

歩くことは誰でも気軽にできる最も基本的な運動でありリフレッシュの手段であるとともに、これまで見過ごしていたものに気づいたり、新たな発見をする可能性の高いアクティビティである。

日本では、価値観やライフスタイルの変化に伴い、観光のスタイルは団体旅行から個人旅行へ、物見遊山的な観光から体験型観光へ、また非日常体験だけでなく、地域の人たちとの交流を通じ、自分の日常とは異なるその土地ならではの生活文化を体験する異日常体験に関心が集まりつつある。近年その土地ならではの生活文化、地域のありのままの姿を楽しんでもらう方法として、「歩く」というアクティビティに着目した地域振興に取り組む地域が増えてきている。2009年には東京都町田市市長を会長とした日本フットパス協会が設立され、現在、自治体や観光関連団体、企業等 60 を越える会員（2020年2月現在）が、「地域の魅力を地域自身が再発見・創造し、ウォーキングを中心にした現地での体験・交流の中で来訪客に感じてもらう」取組を進めている。

一方、ここイギリスでは、フットパスという歩行者用の道が全土に張り巡らされており、歴史的に産業革命前後から歩くことがレクリエーションの一つとなっている。多額のお金を要さず、誰もが気軽に楽しめるウォーキングは家族や友達同士、カップルなど多くの人に今も親しまれており、地域はウォーカーを受け入れることで宿泊や飲食などを通じた経済的恩恵を受けている。またロンドンなどの都市においては、人々の健康や地球環境への配慮など持続可能な都市の発展の観点から歩くことの重要性が認識され、まちづくりにも取り入れられつつある。

このレポートでは、イギリスのウォーキングに関する歴史や、特徴とも言える歩く権利が保障されている道である **rights of way** の制度を概観するとともに、日本での取組の参考にもなるよう、実際にウォーキングに取り組む地域での現地調査や主催者等へのインタビューを詳しく紹介している。このレポートが日本でウォーキングを通じた持続可能な地域振興や、まちづくりに取り組む自治体、各種団体の参考となれば幸いである。

2020年8月

一般財団法人自治体国際化協会 ロンドン事務所長

## 目 次

概要	4
第1章 日本におけるウォーキングを取り巻く状況	5
第1節 ウォーキングの実施状況	5
第2節 ウォーキングに対する各地での取組	6
第2章 イギリスにおけるウォーキングを取り巻く状況	7
第1節 ウォーキングの実施状況	7
第2節 イギリスにおけるウォーキングの歴史的背景	9
第3節 rights of way の種類	11
第4節 rights of way の法的性格	13
1 rights of way の成立根拠	13
2 確定地図への表示	15
3 rights of way 上の責任体制	15
第3章 イギリスにおけるウォーキングの取組事例	18
第1節 ウィンチコムの取組	18
1 ウィンチコムの概要	18
2 ウィンチコム・コッツウォルズ・ウォーキングフェスティバル	19
(1) イベント概要	19
(2) イベント運営	19
(3) 参加したコース、イベントの内容、特徴	23
(4) 地元への影響	27
第2節 ウォルサム・フォレスト区の取組	27
1 ウォルサム・フォレスト区の概要	28
2 ウォーキングツアーの概要	28
(1) 心理地理学とウォーキング	28
(2) ウォーキングツアーの内容	28
(3) ウォーキングツアーの広報	30
第3節 シティ・オブ・ロンドン・コーポレーションの取組	31
1 シティの概要	31
2 Active City Network の取組	32
3 シティの交通戦略	33
第4章 ウォーキングの地域貢献	35
参考文献	38

## 概要

総務省の統計によると、日本において、約半数の人が、ウォーキングや登山など、歩くことに関する活動を過去1年間に行ったことがあると答えている。幅広い年齢層で行われており、ウォーキングは国民の多くが親しんでいるアクティビティだと言える。

またウォーキングを単なる移動や運動の手段としてだけではなく、持続可能な観光コンテンツとしてとらえ、さまざまなコースを紹介し、訪問者に地域を楽しんでもらうよう工夫を凝らす取組も昨今は各地で推し進められている。しかしながら、どのようにして取り組めば魅力的なものになるのか、どのようにすれば、持続可能な形で地域に貢献し続けられるのかについては、地域・団体に限らず答えが一つではない。

一方、イギリスでは、フットパスにみられるように、たとえ私有地であっても昔から歩かれてきた道には歩く権利が保障され、だれもが歩くことができる。牧草地の中を羊や牛に囲まれながら歩く風景は、イギリスらしいウォーキング風景であり、「歩く」というレクリエーション活動は、休日のアクティビティとして、犬との日常の散歩として、その他さまざまなシーンで人々の生活に溶け込んでいる。近年では、レクリエーションとしてだけではなく、大気汚染など地球温暖化への対応、または肥満や呼吸器疾患などの健康問題に対する一つの解決策として歩くことが注目され始めている。ロンドンではこれらの視点から徒歩や自転車による「アクティブトラベル」を促し、歩きやすいまちづくりを進めることが主要な課題となっている。

本レポートでは、イギリスにおけるウォーキングを取り巻く現状や事例を紹介するとともに、ウォーキングの地域経済、健康増進、環境などへの貢献について考察する。

具体的には、第1章では日本におけるウォーキングを取り巻く状況を概観し、第2章ではイギリスにおけるウォーキングを取り巻く状況、第3章ではイギリスにおけるウォーキングの取組事例を紹介する。最後に第4章でイギリスでの事例を中心にウォーキングの地域貢献について振り返る。

なお、イギリスを構成する4つの連合国（イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランド）ごとにウォーキングに関する政府調査や法制度が異なることから、特に明示のない限り本レポートではイングランドを指してイギリスと表現することとする。

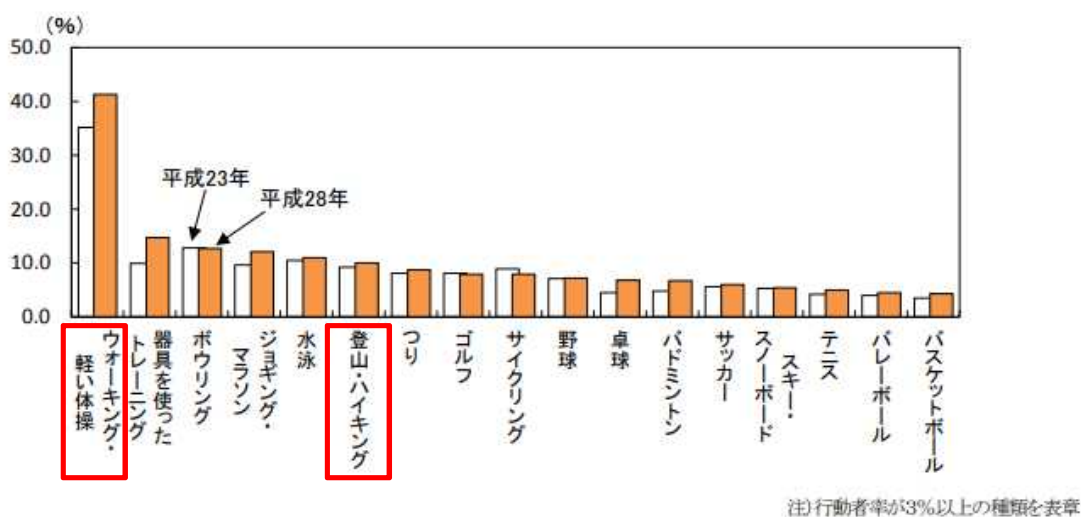
# 第1章 日本におけるウォーキングを取り巻く状況

## 第1節 ウォーキングの実施状況

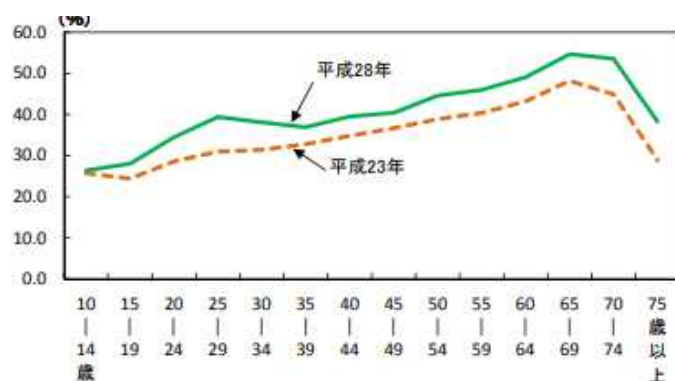
総務省統計局の平成28年（2016年）社会生活基本調査<sup>1</sup>によると、過去1年間に「ウォーキング・軽い体操」を行った人の割合は約40%と、「スポーツ」の種類別行動者率の中で最も高くなっている。「登山・ハイキング」の経験がある人は約10%であり、何らかの形で歩くことに関連した活動を行っている人の割合は少なくない（図表1）。

また、年齢階級別行動者率を平成23年（2011年）との比較で見ると、「ウォーキング・軽い運動」、「登山・ハイキング」とも幅広い年齢階級で行動者率が上昇していることがわかる。特に、20歳代の上昇率がいずれの項目でも大きくなっている（図表2、3）。

<図表1 「スポーツ」の種類別行動者率（平成23年、28年）>



<図表2 「ウォーキング・軽い体操」の行動者率（平成23年、28年）>



（出典：総務省統計局 平成28年社会生活基本調査）

<sup>1</sup> 総務省統計局「平成28年（2016年）社会生活基本調査」：5年に一度実施されている。  
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/index.html>  
<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/minitopics02.pdf>

<図表3 年齢別「登山・ハイキング」の行動者率（平成23年、28年）>



(出典：総務省統計局 平成28年社会生活基本調査)

## 第2節 ウォーキングに対する各地での取組

韓国のオルレ、アメリカのロングトレイル、イギリスのフットパス（フットパスについては後述）など、世界には様々な歩く道があるが、現在、それらは必ずしも移動用の道として使われているのではなく、人々はそのところにある自然や風土、またその土地の歴史や人々の文化・生活に触れながら、レクリエーションとして歩くことそのものを楽しんでおり、それが休日のアクティビティにもなっている。

日本でも、近年、地域のありのままの風景を楽しみながら歩くことを推進する団体・地域が、各地で活動を展開している。例えば、九州では、韓国の「済州オルレ」と提携し、2012年から「九州オルレ」<sup>2</sup>を開始し、また宮城県では2018年に、九州に続き、済州オルレの姉妹道となる「宮城オルレ」<sup>3</sup>が整備された。歩く旅を楽しむために造られた道であるロングトレイルの普及とネットワークを推進している日本ロングトレイル協会<sup>4</sup>では、信越トレイル（長野県飯山市）や高島トレイル（滋賀県高島市）など25の加入トレイルが紹介されている（整備中含む、2020年2月時点）。さらに日本フットパス協会<sup>5</sup>では、北海道から九州まで62もの自治体や団体、民間企業等が会員、賛助会員となっており（入会手続中含む、2020年2月時点）、「森林や田園地帯、古い街並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】」の整備を通じた観光や、地域の活性化を進めるフットパス活動を支援・展開している。

このように、日本でも、活動の名称は違えども、歩く旅、歩くことを楽しむという価値観が共有されてきていると言える。

<sup>2</sup> 九州オルレ HP <https://www.welcomekyushu.jp/kyushuolle/?mode=about>

自治体国際化協会 HP <http://economy.clair.or.jp/casestudy/inbound/2207/>

オルレとは済州島の方言で「通りから家に通じる狭い路地」という意味。今はトレッキングコースの総称として使われるようになっている。

<sup>3</sup> 宮城オルレ HP <https://www.miyagiolle.jp/>

<sup>4</sup> 日本ロングトレイル協会 HP <http://longtrail.jp/trail.html>

<sup>5</sup> 日本フットパス協会 HP <https://www.japan-footpath.jp/>

## 第2章 イギリスにおけるウォーキングを取り巻く状況

### 第1節 ウォーキングの実施状況

2019年7月に発表されたイギリス運輸省のレポート<sup>6</sup>によると、イングランドの16歳以上の成人18万人を対象にしたウェブ調査では、2017年11月中旬～2018年11月中旬までの1年間で、70%の成人が週に1回以上ウォーキングをしていると報告されている。ウォーキングの目的別では、余暇活動が49%、移動が42%となっており、余暇活動を理由に歩く人の方が多い（図表4）。

<図表4 少なくとも週1回ウォーキングをした成人の割合>



（出典）Walking and Cycling Statistics, England: 2018（Department for Transport）

※ALS : Active Lives Survey

さらに、自然環境に関する政府アドバイザーと位置付けられる政府外公共機関であるNatural England<sup>7</sup>が環境・食糧・農村地域省などを行っている、イングランドの16歳以上の成人468,370人を対象とした、カントリーサイドや市や町にある公園や海岸などの自然環境下への訪問に関する過去10年間にわたる対面インタビュー調査<sup>8</sup>によると、2010年以降、訪問者数は増えており、2019年の調査では年間約40億回訪問されていることがわか

<sup>6</sup> Walking and Cycling Statistics, England: 2018 レポート

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/821842/walking-and-cycling-statistics-2018-accessible.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/821842/walking-and-cycling-statistics-2018-accessible.pdf)

<sup>7</sup> イングランドの自然保護のため、科学に基づいた実践的助言をする。  
イギリス政府HP

<https://www.gov.uk/government/organisations/natural-england/about>

<sup>8</sup> Monitor of Engagement with the Natural Environment: Headline report and technical reports 2018 to 2019

<https://www.gov.uk/government/statistics/monitor-of-engagement-with-the-natural-environment-headline-report-and-technical-reports-2018-to-2019>

っている（図表 5）。これは、人口を 4,490 万人とした場合、一人当たり年間およそ 90 回、週あたりでは、1.7 回自然環境下を訪問していることに相当するとレポートは報告している。また自然環境下で行う活動としては、ウォーキングが最も多くなっている（図表 6）。

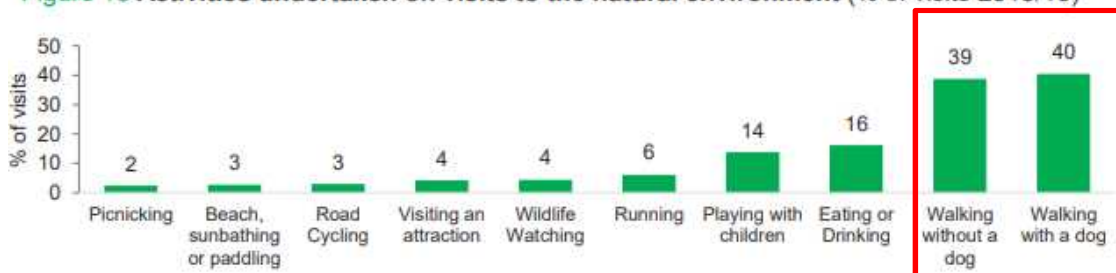
<図表 5 自然環境下への年間合計訪問回数と訪問先のタイプ>

Figure 2 Estimated annual visits to natural environment, total and by type of place visited (Billions, 2009/10 to 2018/19)



<図表 6 自然環境下での活動>

Figure 13 Activities undertaken on visits to the natural environment (% of visits 2018/19)



左から：ピクニック、ビーチでの日光浴・パドリング、自転車、行楽地訪問、野生生物観察、ランニング、子どもと遊ぶ、飲食、犬を連れないウォーキング、犬を連れたウォーキング

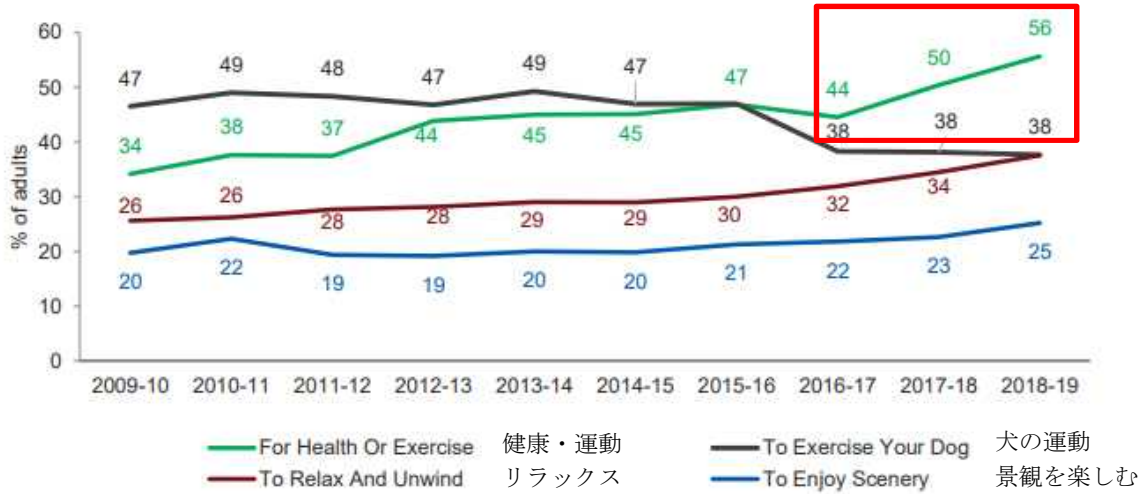
さらに、自然環境の下を訪れる理由としては、健康や運動を目的とする割合が 2016-2017 年以降目立って増加傾向にあり（図表 7）、その運動を行う場所は、ウォーキングやサイクリング・乗馬ができる道との回答が 85%にのぼっている（図表 8）。

これらのことからわかるように、イギリスにおいては、余暇活動として、また日常の運動としてウォーキングを行っている人が多いと言える。



<図表7 自然環境下を訪れる理由>

Figure 16 Reasons for taking visits to natural environment (% of adults, 2009/10 to 2018/19)



<図表8 自然環境下を訪れる理由で健康・運動を選んだ者の年齢・訪問場所の割合>

Figure 17 Percentage of visits taken for health or exercise (% of adults, 2018/19)



左から：その他海岸線、町・市内の公園、カントリーパーク、ビーチ、山・丘または荒野、農地、子どもの遊び場、川・湖または運河、森林地帯、カントリーサイドのオープンスペース、市街地のオープンスペース、運動場またはその他レクリエーションエリア、ウォーキングやサイクリング・乗馬ができる道

(出典：Monitor of Engagement with the Natural Environment – The national survey on people and the natural environment. Headline report 2019)

## 第2節 イギリスにおけるウォーキングの歴史的背景

イギリスのカントリーサイドを歩いていると「パブリック・フットパス (Public Footpath)」や、それを略した形の「フットパス (Footpath)」という表示をよく見かける (図表9)。Footpath とは、英語単語だけ見れば「小道」、「歩道」という意味であるが、イギリスでは、

＜図表9 フットパスを示す表示＞



特に、歩く権利が認められている道である Public rights of way (以下、rights of way) の一種をさす。

(rights of way の種類については第3節参照)

イギリスでは、たとえ私有地であっても、昔から人々が使ってきた道には歩く権利が認められている。歩く権利とは何か。その歴史的経緯も含め見ていきたい。

「歩く権利」とは、誰もがそこを通行できる権利<sup>9</sup>であり、法的に認められている。もし土地所有者がそれを拒否すれば、公的に「歩く権利」を侵害したことに

なり法律問題にもなる<sup>10</sup>。

イギリスでは歴史的にコモンズとよばれる入会地があり、そこは地主の土地ではあるが、農民たちは耕作したり、放牧したり、燃料となる木々を採取するなど共同で利用できる場であった。その土地が、社会的・経済的变化を背景に、18世紀、19世紀頃から地主たちによって囲い込まれ、使用が制限されるようになり、農民たちの生活が脅かされるようになっていった。一方、18世紀の産業革命以後、劣悪な環境で働く労働者たちは清浄な空気や水、レクリエーションの場を求めるようになっていった。

このような流れの中、歩く権利が法的に認められるようになった大きな転換点が1932年のキンダー・スカウト事件である。これは、1932年4月24日、400人近くの労働者が、デヴォンシャー伯爵が所有するダービシャーのピークディストリクトにあるキンダー・スカウトという丘に、自由に歩く権利を求め立ち入り、不法侵入により5人が逮捕されるというものだったが、世論は逮捕者に対する批判ではなく、地主に対する非難の方向で形成されていった。

このキンダー・スカウト事件後、世論は大きく自然アクセスの権利化へと傾き、1888年から議論されては廃案となってきた歩く権利法 (Rights of Way Act 1932<sup>11</sup>) が成立した<sup>12</sup>。この法律により、私有地であっても、20年間何の妨害もされず使用してきたと証明された道は歩く権利が認められるようになった。さらに2000年のカントリーサイド・歩く権利法 (Countryside and Rights of Way Act 2000<sup>13</sup>) では、歩く権利の範囲が広がり、20年の使用が証明された道だけでなく、地図で表示されているオープンスペース (山や荒地、丘など) や入会地は、だれでも歩けることとなった。公衆に、広くカントリーサイド等自然へのアク

<sup>9</sup> イギリスの自然歩道システムとその運営管理について (重松 敏則・入倉 彩、造園雑誌 57 (7) 325-330、1994)

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jila1934/57/5/57\\_5\\_325/pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jila1934/57/5/57_5_325/pdf-char/ja)

<sup>10</sup> ウォーキング天国イギリス・フットパスを歩きながら自然を楽しむ (平松 紘、明石書店、2002)

<sup>11</sup> Rights of Way Act 1932 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/22-23/45/enacted>

<sup>12</sup> 自然アクセス制の現代的意義 - 日英比較を通じて - (三俣 学、商大論集第70巻、2019)

<sup>13</sup> Countryside and Rights of Way Act 2000 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/37/contents>

セス権、レクリエーションや運動のために自由に歩き回る権利を認めたのである。

### 第3節 rights of way の種類

第2節で、フットパスは歩く権利が認められた道である rights of way の一種だと紹介したが、rights of way には4つの形態があり、それぞれの道を通ることが許されている利用者が異なる。また道中に表示する矢印のマーク（図表10）もそれぞれ種類ごとに色分けされている<sup>14</sup>（図表11）。



<図表10 矢印マーク>

これらの rights of way の総距離は、ウォーキングを推進するチャリティー団体 Ramblers<sup>15</sup>によると、イングランドとウェールズだけでも14万マイル（22万キロメートル）<sup>16</sup>以上にもおよぶという。地球一周が約4万キロメートルであることを考えると、いかに国土中に細かく張り巡らされているかがわかる。

<sup>14</sup> Waymarking public rights of way

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/414626/waymarking-rights-of-way.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/414626/waymarking-rights-of-way.pdf)

<sup>15</sup> Ramblers HP





<https://www.ramblers.org.uk/about-us/what-we-do.aspx>

イギリス最大のウォーキング団体。歩く権利を推進し、フットパスの保護や人々がウォーキングできる場所の保護と拡大、ウォーキングのプロモーションなどを行っている。スコットランド、ウェールズにも支部がある。Rambleとは「ぶらぶら歩く」という意味。

<sup>16</sup> Ramblers HP

<https://www.ramblers.org.uk/policy/england/rights-of-way/public-rights-of-way.aspx>

<図表 11 rights of way の種類と利用可能者>

	パブリックフットパス Public footpaths	パブリックブライドルウェイ Public bridleways	リストラクティッドバイウェイ Restricted byways	バイウェイ Byways Open to All Traffic (BOATs)
歩行者	●	●	●	●
乗馬者		●	●	●
自転車を使用する者		●	●	●
その他モーターのない乗り物(馬車など)を使用する者			●	●
モーターのある乗り物を使用する者				●
表示	黄色 	青 	紫 	赤 

パブリックフットパスは歩行者のみ通ることができる道である。

パブリックブライドルウェイは歴史的には歩行者と乗馬により利用されていたが、Countryside Act 1968<sup>17</sup>で自転車もこの道を通ることができるようになった。

リストラクティッドバイウェイは新しいタイプの rights of way で、Countryside and Rights of Way Act 2000 (48 条) で認められた。リストラクティッドバイウェイは、かつての道のカテゴリーだったフットパス、バイウェイ、キャリッジウェイ (carriageways) の中のキャリッジウェイにあたる。このキャリッジウェイは、今は、自動車用道路になっているが、その中でアスファルト舗装されていない昔からの道を、公衆が使い続けられるよう “road used as a public path” (RUPP)として 1949 年に定義・保護し、The Countryside and Rights of Way Act 2000 で RUPP がリストラクティッドバイウェイとなったものである<sup>18</sup>。

バイウェイ(BOATs)は、Wildlife and Countryside Act 1981<sup>19</sup> (66 条) で定義されたもので、全ての乗り物を使用する者へ権利を認めたものであるが、主にはフットパスやブライドルウェイとして(徒歩や乗馬等の利用として)使われる<sup>20</sup>。

<sup>17</sup> Countryside Act 1968 第 30 条  
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1968/41>

<sup>18</sup> A guide to definitive maps and changes to public rights of way - 2008 Revision  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/414670/definitive-map-guide.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/414670/definitive-map-guide.pdf)

<sup>19</sup> Wildlife and Countryside Act 1981  
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/69/contents>

<sup>20</sup> Rights of way advice note 8

## 第4節 rights of way の法的性格

### 1 rights of way の成立根拠

上述のように、rights of way は歩く権利を認められた道であるが、どのようにして、その道が rights of way になっていくのか、制度論から見てみることにする<sup>21</sup>。

#### ①推定

ほとんどの rights of way は、長期間、その道が妨害等なく公衆に使われている場合、土地所有者はその道を rights of way として公衆に献上しているとみなされる、という推定によって成立している。これはイギリスで長い年月をかけて確立されてきた原則であるが、この推定は慣習法上、成文法上どちらでも成立しえる。

「長期間公衆に使われてきている」というのはどれぐらいの期間をさすのかについては慣習法上と成文法上で異なる。成文法上は Highway Act 1980<sup>22</sup>という法律 (Right of Way Act 1932<sup>23</sup>がアップデートされたもの) によって、20年間と定められており、この20年というのは、その道は rights of way ではないかという問いが出された日から遡って計算される。

慣習法上は特定の期間が決まっているわけではない。慣習法は土地の習慣によりその道が rights of way になることを認めている。その習慣が古くからのものであり、それがその道を通ることが継続的に行われていたことが明らかで、これまで妥当に行われてきたものであれば、法的権利として認め、この「長期間」を満たしているとする。例えば、村の行事で毎年1回別の地点まで移動するのにその道が使われ、それがこれまで問題なく行われてきているのであれば、成文法の20年よりも短い期間で成立しえる。成文法上の20年が慣習法による20年よりも短い期間での証明の主張を阻むものではない。

#### ②条例

自治体の道路当局 (図表 12) は Town and Country Planning Act 1990<sup>24</sup>に基づき、公衆の利便性向上、住民の娯楽用に、どのタイプの rights of way も条例により作ることができる。条例では既存の rights of way により高次の権利を付すことができるが (例えば、歩行者のみ許されるフットパスを自転車等も通行できるブライドルウェイに変更するなど)、その場合、広く住民等から意見を募るパブリックコンサルテーション<sup>25</sup>を実施する必要がある。

---

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/430193/rights\\_of\\_way\\_08.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/430193/rights_of_way_08.pdf)

<sup>21</sup> イギリス議会庶民院図書館レポート

<https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN06026>

<sup>22</sup> Highways Act 1980 第31条

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1980/66/contents>

<sup>23</sup> Right of Way Act 1932

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/22-23/45/enacted>

<sup>24</sup> Town and Country Planning Act 1990 第257条

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1990/8/section/257>

<sup>25</sup> パブリック・コメント手続を中核としながらも、その前段階の非公式の協議や関係者等への周知、あるいは、公聴会や諮問という形式をも含む、より広い概念。

<図表 12 イギリスの地方自治体の構造と道路当局> ※太枠が道路当局

区 分	イングランド				
	ロンドン		大都市圏 <一層制>	<二層制> 非大都市圏	<一層制>
地域政府	Greater London Authority (グレーター・ロンドン・オーソリティー)				
県機能				County Council (カウンティ) (27)	Unitary Council (ユニタリー) (56)
市町村機能	London borough Council (ロンドン区) (32)	City of London Corporation (シティ・オブ・ロンドン・コーポレーション)	Metropolitan District Council (メトロポリタン・ディストリクト・カウンシル) (36)	District Council (ディストリクト) (201)	
より小さい自治体機能			Parish (パリッシュ) (ごく少数)	Parish (パリッシュ) (約 10,000)	

(出典：英国の地方自治（概要版）)

③同意

道路当局と土地所有者の合意により、住民への周知を経て設定される。

④献上の意思表示

土地所有者が、一方的に **rights of way** として提供することを決め、住民がその道を使い始めれば、住民はその提案を受け入れたとみなされる。その場合、道路当局は結果的にその道を **rights of way** と認め、メンテナンスの法的責任も負いえる。もしも土地所有者が **rights of way** として提供することを意図しない場合は、その意思表示をしなければならない。これは、多くの場合「No (public) right of way（ここは(public) right of way ではない）」という表示を掲げることによってなされる（図表 13）。

<図表 13 right of way ではないことを示す表示>



「英国地方自治体のコンサルテーション」（専修大学法学部教授 藤田 由紀子）  
[http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/reportg19\\_3\\_2.pdf](http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/reportg19_3_2.pdf)

## 2 確定地図への表示

rights of way は確定地図 (Definitive Map) によって記録されている。道路当局は rights of way を記録することが法的に求められている。ただし、ロンドンの内側を構成する 12 の区とシティ・オブ・ロンドン・コーポレーションにはこの義務は課されていない<sup>26</sup>。

もしもこの地図に記載・削除・再分類すべき rights of way があると考えれば、だれでも、道路当局に確定地図修正条例 (Definitive Map Modification Order) を作ることを申請することができる (図表 14)。

## 3 rights of way 上の責任体制

道路当局の役割は、Wildlife and Countryside Act 1981 と Highway Act 1980 により、以下のように定められている<sup>27</sup>。

- ・ 確定地図と rights of way の記述内容を修正・維持していくこと
- ・ rights of way を標識で示すこと
- ・ rights of way をメンテナンスすること
- ・ rights of way の通行上、障害物・支障がないようにすること。(一義的には土地所有者が rights of way を障害物や耕作物により遮らないようにする義務があるが、土地所有者が適切な措置を取っていない場合、道路当局は障害物を取り除く力を有する。)

一方、土地所有者は、rights of way を安全で障害なく通ることができるようにしなければならないとともに、Highway Act 1980 第 146 条により、rights of way 上のゲートや踏み越し台 (図表 15) 等の構造物に対する維持管理責任を負う。ただし、その経費の少なくとも 25% は道路当局に請求できる<sup>28</sup> (上限は自治体の予算の範囲内<sup>29</sup>)。

---

<sup>26</sup> A guide to definitive maps and changes to public rights of way - 2008 Revision  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/414670/definitive-map-guide.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/414670/definitive-map-guide.pdf)

12 の区は Camden 区、Greenwich 区、Hackney 区、Hammersmith and Fulham 区、Islington 区、Royal Borough of Kensington and Chelsea 区、Lambeth 区、Lewisham 区、Southwark 区、Tower Hamlets 区、Wandsworth 区、Westminster 区

<sup>27</sup> Wildlife and Countryside Act 1981 第 53 条、第 65 条 (Countryside Act 1968 第 27 条への追加)

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/69/contents>

Highway Act 1980 第 41 条、第 130 条、

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1980/66/contents>

イギリス政府 HP

<https://www.gov.uk/guidance/public-rights-of-way-local-authority-responsibilities>

<sup>28</sup> イギリス政府 HP

<https://www.gov.uk/guidance/public-rights-of-way-landowner-responsibilities>

<sup>29</sup> Wiltshire Council HP

<http://www.wiltshire.gov.uk/caip-rights-of-way-countryside-policies.pdf>

<図表 14 確定地図修正の申請様式 Suffolk County Council の例<sup>30</sup>>

**PUBLIC RIGHT OF WAY USER EVIDENCE STATEMENT**

**ABOUT YOU** 申請者の情報

Name .....

Address .....

.....

.....

..... Postcode .....

Year of Birth .....

Have you lived at any other addresses during the time you have used the path or way?  
If so, please provide details and years [full addresses are not required]

.....

.....

**ABOUT THE APPLICATION ROUTE** 申請ルートについて

How do you think the application route should be recorded? どう記録されるべきルートと考えるか

- As a footpath (public rights on foot only) フットパスとして
- As a bridleway (public rights on foot and on horseback or bicycle) ブライドルウェイとして
- As a restricted byway (public rights on foot, on horseback or any non-motorised vehicle) リストリクティッドバイウェイとして
- As a byway open to all traffic (public rights for all classes of use, including motor vehicles) バイウェイとして

Describe the application route (include start and finish points and provide OS grid references if you can) ルートの起点、終点について記述。Ordnance Survey (OS)地図の該当部分ももしあれば添付

.....

.....

.....

.....

(出典 : Suffolk County Council HP)

<図表 15 ゲートや踏み越し台>

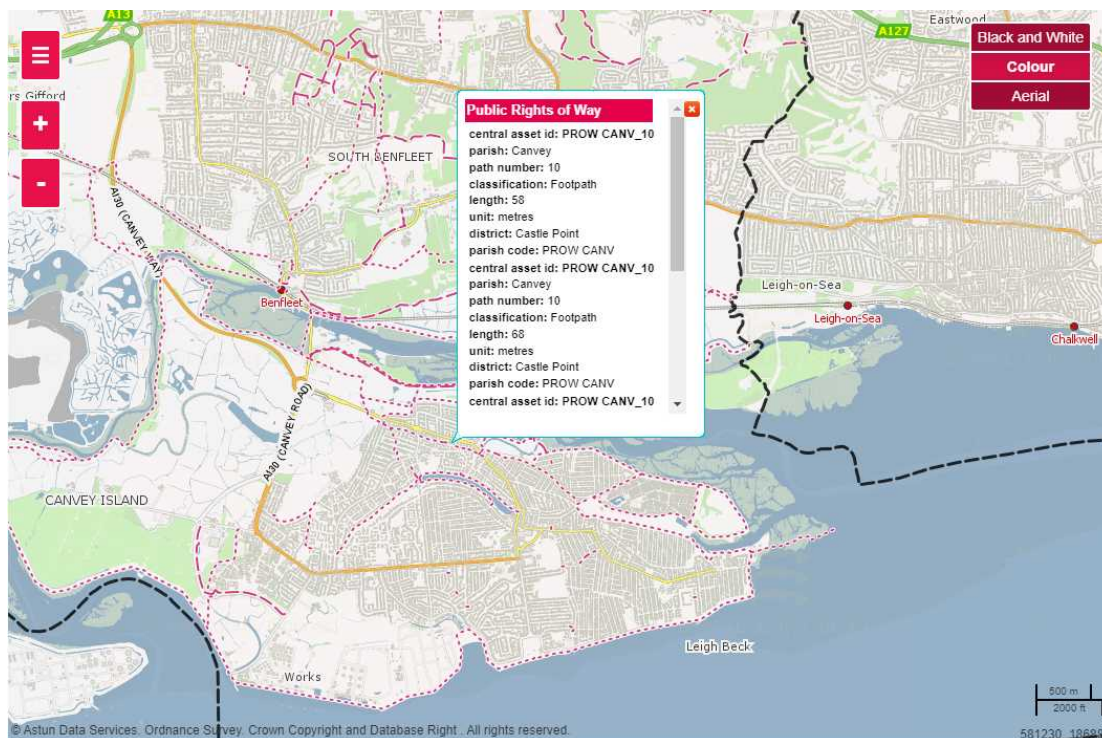


<sup>30</sup> Suffolk County Council HP  
<http://www.suffolkpublicrightsofway.org.uk/the-definitive-map/application-forms-and-guidance-notes/>



確定地図をオンラインで見ることができる自治体は少ないが、Essex County Council では以下のとおり公開されている（図表 16）。

<図表 16 確定地図（Essex County Council の例）<sup>31</sup>>



（出典：Essex County Council HP）

確定地図の内容は、イギリスの国家地図作成機関である英国陸地測量部（Ordnance Survey）にコピーが渡され、Ordnance Survey から地図が出版される（図表 17）。この地図は、書店やツーリストインフォメーションセンター等で購入することができ、ウォーキングを楽しむ人たちに広く親しまれている。



<図表 17 Ordnance Survey Map>

<sup>31</sup> Essex County Council HP  
<https://www.essexhighways.org/getting-around/public-rights-of-way/the-definitive-map.aspx>

### 第3章 イギリスにおけるウォーキングの取組事例

イギリスでは各地でウォーキングを推進する取組が進められている。本章では、第1節でウォーキングによる地域活性化の取組事例、第2節では、地域住民目線で地域の魅力を再発見する取組事例、第3節では環境や人々の健康改善に重点を置いた取組事例を紹介する。

#### 第1節 ウィンチコムを取組

ウォーキングによる地域活性化の取組事例として、イングランド中西部にあるコッツウォルズ地域にあるウィンチコムという町の取組を紹介する。この町は、ウォーカーにやさしいまちづくりをすすめるネットワークへの加入やウォーキングイベントの開催等を通じて、一度衰退してしまったところから、多くの人が歩きに訪れる賑わいのある町へと変貌をとげた事例である。

##### 1 ウィンチコムの概要<sup>32</sup>

イングランド中西部にあるコッツウォルズ地域にある小さな自治体で、人口はおよそ 5,000 人 (図表 18)。かつては羊毛で栄え、また大修道院もあったことから、多くの人が訪れる町であったが、産業は衰退し、大修道院もなくなり、2000 年以降は空き店舗が見られ、パブも閉店に追い込まれる事態になった。

ウィンチコムは、2009 年に住民からの発案がきっかけとなり、Walkers are Welcome のネットワークに加入。Walkers are Welcome ネットワークは、2007 年にヨークシャーのヘブデンブリッジから始まり、ウォーキングを通じて地域経済の活性化、人々の心身の健康を推進している。歩行者にやさしいまちであることを推進する町や村で構成されており、現在は 100 以上もの地域が加入している。



<図表 18 ウィンチコムの位置>  
(出典：Google Map)

<sup>32</sup> Winchcombe Town Council HP

<http://www.winchcombetowncouncil.co.uk/>

City population HP

[https://www.citypopulation.de/en/uk/southwestengland/admin/tewkesbury/E04004432\\_winchcombe/](https://www.citypopulation.de/en/uk/southwestengland/admin/tewkesbury/E04004432_winchcombe/)

里山学研究センター 2013 年度年次報告書

<https://satoyama.kenkyu.ryukoku.ac.jp/publication/8.%20Footpath%20to%20Walkers.pdf>

Walkers are Welcome HP

<https://walkersarewelcome.org.uk/join/>

## 2 ウィンチコム・コッツウォルズ・ウォーキングフェスティバル

ウィンチコムでは、Walkers are Welcome への加入後、毎年5月に3日間にわたる「ウィンチコム・コッツウォルズ・ウォーキングフェスティバル」というイベントが開催されている。

筆者は2019年5月17日（金）～19日（日）に開催された当該イベントに参加し、ウォーキングイベントがどのように運営され、どのように参加者を引きつけているか調査するとともに主催者の中心人物であるシーラ・タルボット氏にインタビューを行ったので、ここで紹介する。

### (1) イベント概要

ウィンチコムのウォーキング推進団体である Winchcombe Walkers are Welcome が、ボランティア団体 Cotswold Voluntary Wardens<sup>33</sup>と Ramblers（第2章第3節参照）の協力を得て開催している。2009年から始まり、2019年で10年目を迎える。

2019年は3日間で26ものコースが設定されており、ウィンチコム内だけではなく、周辺の地域も含んだコースが設定されていた。

主催者によれば今回の参加者は述べ人数で400人程度（一人が複数のウォーキングを申し込んでいるため延べ人数で集計している）。参加者数は例年同規模で、その多くはイギリス国内からの参加であるが、海外からも10名程度参加しているとのことである。

リピーター率は正確には不明であるが、50～60%ではないかとのことであった。

### (2) イベント運営

#### 【スタッフ体制】

イベントは70人近い地元のボランティアスタッフの協力を得て運営されている。役割は以下のとおり。

#### 集合場所

- ・ 受付となるコミュニティーセンターでの受付
- ・ ガイドブック等の販売
- ・ 紅茶、コーヒーの提供
- ・ 駐車場の整理
- ・ イベント本部業務

#### ウォーキングツアー中

- ・ 出発地点がコミュニティーセンターでない場合はスタート地点で参加者の受付、確認
- ・ ウォーキングの引率



<図表 19 コミュニティーセンターでの受付時の様子>

<sup>33</sup> コッツウォルズ特別自然美観地域内のフットパスのメンテナンスやガイドウォークを行うボランティア団体

Loving the Cotswolds HP

<http://www.lovingthecotswolds.com/cotswold-voluntary-wardens>

- ・ ウォーキング中に立ち寄りポイントとなっている場所における対応、オーナーはそのポイントでの説明

#### 緊急時の対応

- ・ 参加者がけがをした時などの緊急時に備えて、車を出すボランティアが自宅で待機している。

#### 【参加者連絡】

- ・ イベント開始1週間前にはイベントの最終案内が届き、そこには、受付場所、交通手段、持ち物や服装に関する注意事項、連絡先、スーパーやATM、病院や当日の緊急連絡、地図などが記されており、参加者が当日参加するのに必要な情報が盛り込まれている。
- ・ 一度参加すると翌年もイベントの案内が届くようになっている。個人情報保護の観点から、翌年申込みがなければ、情報は削除される設定となっている。
- ・ イベント終了後、主催者からウェブアンケートが送られてくる。それに答えた人の中から、ウォーカーに愛用されている **Ordnance Survey Map** が当たるという懸賞付きの仕組みで、回答率が上がるよう工夫されている。

#### 【安全対策】

- ・ 各コースの定員は安全面からガイドの目が行き届くよう、おおむね25名程度に設定されている。
- ・ ウォーキングツアーの引率者には安全衛生の研修を受けてもらうようにしている。
- ・ ツアー引率者には、イベント本部スタッフにつながる携帯を持たせ、緊急時に連絡が取れるようにし、必要に応じて車を手配するようになっている。
- ・ イベント全体で500万ポンドをカバーする第三者損害賠償保険に加入している。
- ・ 一人で参加している参加者の緊急連絡先を把握し、複数で参加している者に対しては、参加者の友人、家族に連絡が取れるようにしている。
- ・ 参加者にはウォーキングに適した服装や持ち物を持参するよう呼びかけている。
- ・ ツアー中は羊や馬、牛のいる牧場を通過することもあることから、犬をつれてくることを禁止している。

#### 【申込み】

- ・ 参加申込みは、郵送のほか、オンラインでもできるようになっている。オンラインの場合は、申込み画面から参加コースの選択、参加料の支払いができるようになっている。支払い方法は、申込み方法問わず、銀行振り込み、デビットカード、クレジットカード、ペイパル（オンライン決済サービス）、小切手から選び、事前に支払うようになっている。

### 【地域企業との連携】

- ・ フェスティバルプログラムの一環として行われる交流会、トークイベントは、地元のパブで開催。
- ・ 地元協賛業者から水筒やウォーキングシューズ型のキーホルダーが提供されている（図表 20）。
- ・ 今年はイベント 10 周年の記念の年にあたり、10 周年記念オリジナル T シャツが制作・販売されていたが、この T シャツは地元のアーティストのデザイン、地元印刷業社の印刷によるもの。



＜図表 20 地元企業から提供されていた水筒、キーホルダー＞

### 【地域環境への配慮】

- ・ 参加者には水を携帯する際にマイボトルの使用を促している。
- ・ ツアーコースの下見やツアー催行中、コース上にゴミを見つけたら拾うようにしている。

### 【計画策定】

翌年のイベント準備は前年の 9 月から始める。実行委員会は 11 人で構成されているが、そのうち一人は地元自治体代表者である。委員会メンバーは以下を手分けして行っている。

- ・ ウォーキングツアー引率者を探す
- ・ 引率者に地図やその他必要事項を送る
- ・ 引率者を対象とした研修を実施する
- ・ ボランティアを募る
- ・ ウェブサイトを更新する
- ・ 予約や資金面の調整をする
- ・ 会場装飾や受付でのお茶提供などの調整をする

### 【ウォーキングコースの策定】

- ・ ツアー引率者のアイデアを基にルートを設定。ルート検討中は毎日、異なる距離や難易度のものを最大 8 コース設定し実際に歩いてみる。
- ・ テーマを設定し、普段あまり人が訪れることがないようなところを訪れて開拓する。例えば、養蜂農家、鉄器職人のアトリエ、ビールの醸造所などを訪れ、フェスティバルの趣旨を説明し、立ち寄り先として受け入れてもらえるか交渉する。料金や受入人数についてもそこで話し合う。

- ・ バスで出発地点まで移動し、歩いて町に帰ってくるなど、公共交通を利用したコースづくりも行っている。

#### 【参加者へのおもてなし】

- ・ 受付、待合となるコミュニティーセンターでは無料で紅茶やコーヒーを提供している。
- ・ コミュニティーセンターをサインや風船で装飾するとともに、待ち時間に読めるような地域の歴史やウォーキングに関する掲示を行っている。
- ・ スタッフは目印になるよう全員 10 周年記念 T シャツを着用し、名札を付ける。
- ・ 初日夕方、プログラムの 1 つである交流会に申込み済みの参加者を対象に、夕食交流会を地元のパブで実施しているが、事前申込みをせずにそのパブに来た人も、他の参加者に紹介し、心地よく過ごしてもらえよう座席配置等にも配慮している。

#### 【イベントPR方法】

- ・ ウェブサイト、Facebook
- ・ ツーリストインフォメーション、図書館、高速道路のサービスエリアなど、ウインコムから車で 1 時間以内の場所にパンフレットを設置
- ・ ポスターや、フェスティバルの場所を示すサインを道沿いに設置
- ・ 国内で広く流通しているウォーキング関連の雑誌に情報提供
- ・ 地元紙や BBC ラジオ地域放送局へのプレスリリース
- ・ 毎年フェスティバルが終わればすぐに次の年のフェスティバルの日程などを入れた名刺を作り、関係者が携帯し、いつでもどこでも会う人に渡すようにしている。

#### 【資金調達方法】

- ・ 経費は全て参加料で賄っており、地元自治体からの助成金等は受けていない。10 年前に初めてウォーキングフェスティバルを開催した時は地元自治体からの助成金や協力団体からの協賛金を受け、イベントの各種掲示物品やガイド用の安全装備類等備品を購入。その時購入したものを今でも使っている。助成金に頼らず、自主財源で毎年フェスティバルが行えるよう当初から意識していた。
- ・ 参加料はコースの長さに応じ設定。短いコースは、£ 3、長いコースは£ 6。公共交通を使ったり、施設入場料等が必要なコースはその料金を加えた額を参加料としている。
- ・ ウォーキングコースの参加料については、参加者数が定員の半分だった場合でも予算上問題ない額で設定しており、一人最大£ 12 までになるよう努めている。
- ・ もし定員いっぱいの参加があり利益が出た場合は、フットパスの改善に使っている。2019 年は参加者が多く、図表 21 のとおり、約£ 1,000 の利益が出た。

<図表21 主な収入・支出項目とその金額>

収入	金額
参加料	£ 4,500

支出	金額
会場借上費（受付となるコミュニティーセンター3日分）	£ 240
案内リーフレット作成・配送費	£ 700
地元雑誌への広告費	£ 36
保険	£ 90
交通費	£ 420
ウォーキングコースに含まれる施設使用料及び初日の交流会夕食代	£ 1,440
ウェブサイト更新費（オンライン予約対応）	£ 310
協力者への保証・寄付 ※基本的にスタッフ、協力者は全てボランティアでその人たちへの支払いは必要なかったが、一部支出を要したもの	£ 70
協力者への茶菓代	£ 190
計	£ 3,496

※収入－支出=£ 1,004

### （3）参加したコース、イベントの内容、特徴

2019年は26ものコースが用意されており、各コースは、純粹に自然の中でウォーキングを楽しむもの、地域の歴史が学べるもの、地元農家やビール醸造所の話を聞くものなど、様々な内容で設定されていた（図表22）。また距離も短く簡単に歩けるものから、長距離で難しいものまで、バラエティに富んだものとなっており、参加者の好みや体力に応じて選べるように工夫されていた。

<図表 22 2019年フェスティバルプログラム>

※網掛けは筆者が参加したコース

※No に●印のあるものは、ウォーキングではないイベントプログラム

No	コース名称	特徴・概要	距離 (マイル)	難易度	所要時間	参加料 (£)	公共交通 料金込み
5月17日(金)							
1	Over Cotswold outliers to Beckford	自然保護区を歩く	10.5	中	6時間30分	9	○
2	Something is brewing	ビール醸造所立寄り	9	中	7時間15分	12	○
3	Sowing the seeds	種子試験場立寄り	7	中	5時間30分	8	
4	Diseases and cures	医学知識のあるガイドとめぐる	9.5	中	6時間15分	8	
5	The heavy metal walk	鉄アート工房立寄り	8	中	6時間15分	9	○
6	Dig the Tudors	チューダー時代の遺構立寄り	4	中	3時間45分	5	
7	A sortie along the Sudeley Valley	スードリー渓谷を歩く	5.5	中	3時間30分	6	○
8	Early evening walk	スードリーヒルと渓谷を歩く	3	低	1時間30分	6	○
●9	Festival dinner and quiz	交流夕食会とパブでのクイズ大会			2時間15分	21	
5月18日(土)							
10	Winchcombe Way challenge	ガイドなしで各自で21マイルのウィン チコムウェイ踏破を目指す	21	高	10時間	7	
11	The pub lunch walk	パブでのランチが含まれたコース	13.5	高	7時間45分	6	
12	Take the high road	渓谷の上からの眺めを楽しむ	10.5	高	6時間45分	6	
13	Sample Cotswolds Way's best bits	コッツウォルズウェイのハイライトを歩く	8.5	中	5時間45分	8	○
14	Cleeve Hill and its social history	クリーブヒルとその歴史を知る	6	中	4時間20分	6	○
15	The Three 'Ways'	ウィンチコムウェイ、ワーデンスウェイ、 ウィンドラッシュウェイの3つの道を歩く	8	中	4時間30分	3	
16	Making a bee line	養蜂場立寄り	6	中	3時間30分	5	
17	Train and trek	電車に乗って歩いて帰ってくるコース	5	中	3時間	7	○
●18	Evening illustrated talk	イングランドとウェールズの海岸沿いを 踏破した人の写真を交えたトーク			1時間30分	5	
5月19日(日)							
19	Winchcombe's southern uplands	ウィンチコム周辺の歴史的サイトをめ ぐりながら歩く	13.5	高	7時間30分	6	
20	Explore Nottingham Hill	ノッティンガムヒルを歩く	9	中	5時間15分	6	
21	A man out standing in his field	農場への立寄りとそのオーナーから の話あり	5	中	3時間	3	
22	Sudeley Castle and the Civil War	スードリー城と市民戦争の歴史を知る	3.5	中	2時間45分	6	
23	Circumnavigate a Cotswolds hill	丘や森林、ダンブルトン村をまわる	6	中	4時間	3	
24	Steam train ride, talk and walk	蒸気機関車の乗車体験と整備場見学 あり	4	低	3時間30分	7	○
25	Identifying wild flowers	野生の花を見ながら歩く	4	低	2時間30分	3	
26	Ginnels and alleys	ウィンチコムの路地を歩く	3	低	2時間	2	

イベント	2
ウォーキング	24
難易度	
低	4
中	16
高	4

以下、参加したコースやイベントの内容について紹介する。

### 【ウォーキングコース】

#### ①Early evening walk (No. 8)

距離：3マイル 難易度：低 所要時間：1時間30分

- ・ 羊のいる牧草地の中を歩くアップダウンの少ないコース。
- ・ 後述の参加者交流会である Festival dinner and quiz (No. 9)の前に開催され、終了後、引き続き交流会に参加できるよう時間調整がなされている。

#### ②Cleeve Hill and its social history (No.14)

距離：6マイル 難易度：中 所要時間：4時間20分

- ・ 路線バスで丘の頂上まで上がり、町に下りてくるコース。



- ・ 参加者は 20 名ほどであり、バスに乗ると、バスが満員状態になり、地元の乗客が「ここまで混んでいるバスは見たことがない。」と驚いていた。
- ・ このように移動に地元の公共交通機関を使うことにより、地元にもお金が落ち、またバスを借り上げるより安く運営することができると感じた（主催者によると、2018 年までは借り上げバスを使っていたとのこと）。
- ・ 昼食はコース途中にある古代遺跡でサンドイッチ等各自持参したものを食べた。
- ・ 4 時間程度のコースであるが、トイレ休憩を行う場所は設定されていなかった。
- ・ 当該コースは国が公式に認める長距離歩道であるナショナルトレイル<sup>34</sup>の中のコッツウォルズ・ウェイと呼ばれるフットパスの一部を歩くものになっていた。
- ・ なお、Cleeve Hill には今も続くゴルフクラブがあるが、19 世紀のジャポニスムの影響を受けて、かつては「The Geisha Tea House」という喫茶施設があったとのことである。



<図表 23 コッツウォルズ・ウェイを示す表示>

### ③Steam train ride, talk and walk (No.24)

距離：4 マイル 難易度：低 所要時間：3 時間 30 分

- ・ 夏の間だけ走る蒸気機関車の乗車体験、列車の整備場見学とウォーキングが組み合わさったコース。
- ・ 地元の観光資源である蒸気機関車への乗車と、普段はなかなか入ることができない列車の整備場を見学できるガイドツアーが組み合わされており、鉄道と町の関わりやイギリスの鉄道の歴史などを学べる内容となっていた。
- ・ なお、コースの後半部分では、ウィンチコムの町まで帰る途中に激しい雨となり、気温も下がり、まだ1 時間以上歩かないといけない状態となったため、ずぶ濡れで歩行が困難になった参加者をピックアップするようボランティアの車が手配された。
- ・ 通常は雨でも決行だが、非常に激しい雨であったこと、午前中は快晴であったため防水がそこまで備わっていない服装で来ていた参加者に対する措置を講じたとのことである。

<sup>34</sup>Natural England が管理している。英国内に 16 ある。

National Trails HP

<https://www.nationaltrail.co.uk/>



<図表 24 ウォーキング風景>



<図表 25 列車整備場での説明>



<図表 26 トークイベント>

## 【イベント】

### ① Festival dinner and quiz (No.9)

- ・ 初日の夜に開催される参加者の交流イベント。50名ほどが参加していた。
- ・ 地元のパブで食事をし、その後、パブクイズ（パブでのクイズ大会）が行われた。
- ・ パブクイズはイギリスのパブで行われる一般的なクイズイベントで時事問題から文化、音楽、スポーツなど多岐にわたるジャンルから出題される。チーム対抗で行われ、優勝チームには賞品等が渡される。今回は、ウォーキングイベントにちなみ、地図記号を答える問題も出されていた。
- ・ 初日の夜に行われるこのディナーイベントは、食事やパブクイズで他の参加者と交流が深まるように設計されている。
- ・ パブクイズでは翌日のウォーキングコースが同じ人も同じチームに含まれるように構成されているため、翌日以降も参加者同士自然と会話が弾むようになる。このような交流イベントは参加者同士の親睦を深め、より一層ウォーキングが楽しいものとなる重要な催しであると感じた。

### ② Evening illustrated talk – Walking the coast of England and Wales (No.18)

- ・ 地元のパブ（初日のディナーイベントとは別の場所）のパーティースペースで行われたトークイベント。週末を使い、15年かけて、イングランドとウェールズの海岸沿いのフットパス 2,631 マイルを歩いた男性の経験談を聞いた。
- ・ 海岸沿いの美しい風景の紹介に加え、週末のみの行程のため、自分が車を置いて歩き始めた地点に最終的に戻ってこなければならず、その帰り道にヒッチハイクをして多くの人に助けられた経験や、食事や寝る場所に困っていた時に食事の提供や家での宿泊を提案してくれた人々の話、歩く中で色々な背景を持つ人たちと出会ったことなどが紹介された。
- ・ 単に歩くことを楽しむという話だけではなく、人々との出会いや自身のものの考え方の変化など、ウォーキングを通じて得たものも紹介される示唆に富むものだった。

- ・ パブを会場として開催することで、参加者はビールなどを飲みながら話を聞くため、パブにお金が落ちる仕掛けになっており、初日のディナーイベントとは違うパブで行うことで、地域の色々な場所にお金が落ちるように設計されていた。

#### (4) 地元への影響

当該ウォーキングフェスティバルを主催しているタルボット氏によると、10年前まではシャッターが下りている店も多かったが、今は一つもなく、ウォーキングのためにこの町を訪れる人が増え、新しい店や宿泊施設（Air BnBなどの民泊含む）が増えているとのことである。訪問者の宿泊や飲食等を通じた消費が地域経済に大きく寄与しているとのことであった。2009年に Walkers are Welcome のネットワークに加入して以来、ウォーカーにやさしいまちづくりを続け、当該ウォーキングフェスティバルの開催のほか、日頃からウォーカーのニーズに合わせたウェブやパンフレットでの情報提供、ウォーキング雑誌や新聞、テレビ、ラジオなどで発信し続けたことが実を結んだとのことである。

当該ウォーキングフェスティバルとは別に地元住民向けの活動を行っているか尋ねたところ、イベントとしては行っていないが、ウォーキング推進のため、以下の活動を行っているとのことである。

- ・ ウォーキングに関する情報提供
- ・ ウォーキンググループを立ち上げ、月に1回歩いている。60人のメンバーがおり、毎回20人程度が参加している状況。
- ・ 既存のフットパスをつなげ、新しいコースを作ったり、そのコースのガイドブック、リーフレットを販売したりしている。現在、4コースのガイドブックと1コースのリーフレットを地元の商店で販売している。
- ・ 地元の病院で、薬の処方箋のようにウォーキングの処方箋を出してもらえるようにした。（肥満などの症状の患者に対し、ウォーキングをするよう患者に指導）

なお、タルボット氏は、ウィンチコムに Walkers are Welcome ネットワークに加入することを提案した人物である。自身が、自然環境に関する政府外公共機関である Natural England に勤務していた知見から提案したとのことであった。

## 第2節 ウォルサム・フォレスト区の取組

第1節では、地域外からの訪問者にウォーキングを楽しんでもらうという視点での取組を紹介したが、ここでは、地域住民自身が地域の隠れた魅力に気づくという視点からウォーキングツアーを行っている事例を紹介する。2019年、ウォルサム・フォレスト区でロンドン・バラ・オブ・カルチャーというプロジェクト（後述）の一環として実際にウォーキングツアーを実施した、心理地理学者で作家・映像制作者のジョン・ロジャーズ氏に話を聞いた。



<図表 27 ロンドンにおけるウォルサム・フォレスト区の位置>

（出典：Wikimedia Commons）

## 1 ウォルサム・フォレスト区の概要<sup>35</sup>

ウォルサム・フォレスト区はロンドンの北東に位置し、豊かな自然が残る北部、オリンピック・パークの一部がある都市的景観の南部など、多様な景色が広がるエリアである（図表 27）。19 世紀イギリスを代表するデザイナーで作家、社会主義者でもあるウィリアム・モリス<sup>36</sup>の出身地でもある。人口は約 28 万人。

このウォルサム・フォレスト区は、2019 年、初のロンドン・バラ・オブ・カルチャーに選ばれた。ロンドン・バラ・オブ・カルチャーとはロンドン市が出資するプロジェクトで、ロンドンの芸術と文化の多様性を紹介するためロンドン市内の選ばれた区（バラ）で 1 年を通じて、様々な文化的活動・イベントが行われるものである。

## 2 ウォーキングツアーの概要

### (1) 心理地理学とウォーキング

ツアーは、2019 年のロンドン・バラ・オブ・カルチャーの期間中、ウォルサム・フォレスト区で開催される催しの一つとして行われた。ロジャーズ氏は、この地域に住む心理地理学者及びガイドブックの執筆者として、この地域に住む芸術家とともに計 5 回にわたり、ウォーキングツアーを実施。

心理地理学とは、地理的環境が人々の行動と感情に及ぼす影響を研究する学問で、例えば、町の発展を人々はどのように感じるかなどが研究の対象となる。心理地理学の一つの概念はフランス語の「デリーヴ」（derive）という目的なしで町をさまよう「漂流」とも訳される開放的な活動である。例えば、大都市に住んでいても、ほとんどの人はいつも自宅と職場、スーパーなどを往復しているだけであるが、違う道をぶらぶら歩くとまったく違う風景、感覚がもたらされるというようなものである。

ロジャーズ氏のウォーキングツアーはこのような心理地理学を背景にしながら、地域の人に別の視点で地域を見ることを促し、その土地の隠れた側面や歴史、文化などを知り、その場所がどのように変わっていったかを見せるよう意識したコース設定がなされている。

### (2) ウォーキングツアーの内容

日本でも NHK の「ブラタモリ」など、まちをブラブラ歩きながら、知られざるその歴史や人々の暮らしをひもとき魅力を再発見する番組が放映されているが、ロジャーズ氏のウォーキングツアーもそれと非常によく似ている。彼のウォーキングツアーの 1 つに、今はなくなった川の痕跡をたどるものがあるが、地形やマンホール、通りの名前から川がかつてそこにあったこと、今も一部に残っている水の流れなどからその川の痕跡を発見するものとなっている。また、ある地域では、90 年代に道路建設のため住宅が取り壊さ

<sup>35</sup> Waltham Forest Council HP  
<https://walthamforest.gov.uk/>

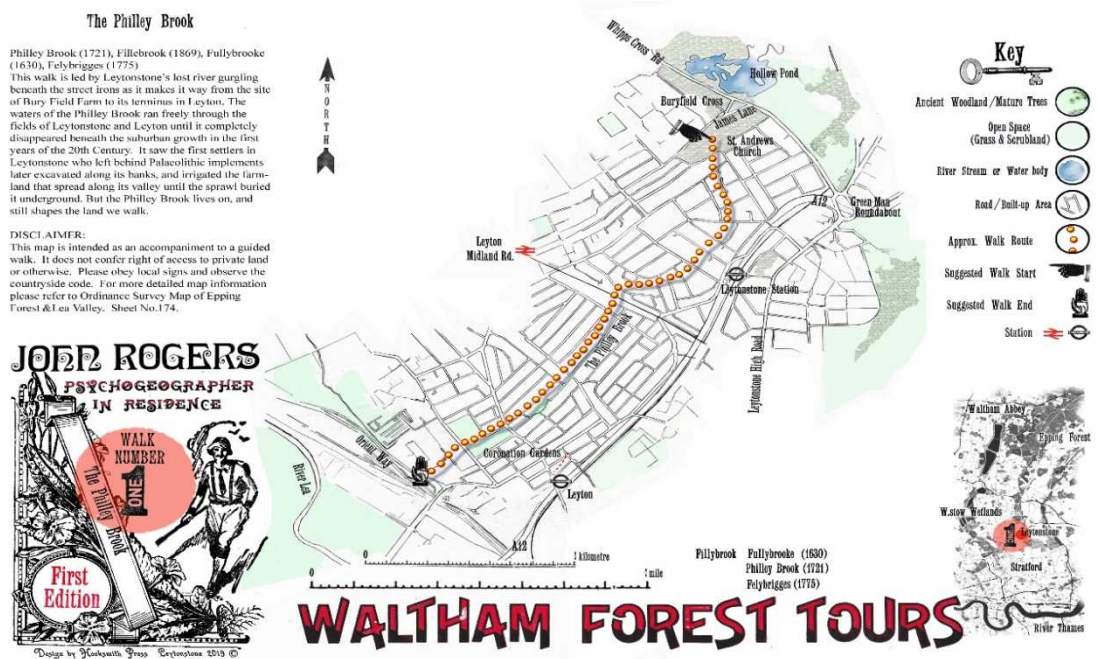
<sup>36</sup> The William Morris Society HP  
<https://williammorrissociety.org/about-william-morris/>

れることになったが、その取り壊しとなる住宅に住んでいたアーティストが電柱の上に残したオーディオアート（音声を記録した機器）を設置しており、今も図書館でレシーバーを借りれば、当時取り壊される予定の住宅に住んでいた人たちの声を聞くことができる。ツアー参加者はそのオーディオを実際に聞き、地域の歴史や、普段歩いているだけでは気づかなかったものを発見・体験できる内容となっている。

ロジャーズ氏のツアーは、①歴史的な道をたどる、②目的なしでさまよう、③インフラとその発展をたどる、④古い地図に載っていて現在は存在していない道をたどる、⑤川沿いや暗渠となった小川を発見する、など様々な要素が取り上げられている。その中で、参加者の町の見方を変え、なぜ町の風景が進化するかを考えさせながら、歴史や文化、地理などの背景を伝えるよう心掛けているとのことである。また歩くエリアも全5回のウォーキングツアーを通じ、町の中心部や住宅街、森、湿地帯、田園地帯など様々な景色を見ることができるように設定したとのことである。また、参加者には思い出の品にもなるよう地元の印刷会社に発注して作った地図を渡した（図表 28）。この地図のように参加者が何か持って帰ることができるものを渡すことは、地域を PR する上でも効果的であるとのことである。この地図は、イベント終了後も地図をデザイン・作成した地元印刷会社のオンラインショップで、5 コースセットで売り出されている。

定員は1 コースあたり 15 人で、ツアーの所要時間は約 3 時間。ツアーチケットは一人 10 ポンド（子どもや 65 歳以上は 8 ポンド）。チケットは、オンライン上のチケットサービスサイトである eventbrite を通じて販売された。参加者は主に地元の人が多いが、ロジャーズ氏の YouTube のフォロワーや遠くはアメリカから参加した人もいたとのことだった。

なお、ロンドン・バラ・オブ・カルチャーにおいて、ウォルサム・フォレスト区の役割は、ロンドン市の助成では足りない部分の経済的パートナーを探すこと、イベントを周知



<図表 28 参加者に渡したマップの例> (ロジャーズ氏提供)

することであったとのこと。

### (3) ウォーキングツアーの広報

ツアーは Instagram と YouTube という 2 つの SNS で告知された。ロジャーズ氏によると Instagram は Facebook や他の SNS 等より効果があるという。その理由は、Instagram の「ストーリー」機能を利用すると 24 時間で投稿が消えライブ感があること、誰がそれを見たかの足跡が残ること、全く費用がかからないことがあげられるとのことである。

また、YouTube 用に動画を作成する場合、Vlog(Video BLOG : 動画を使ったブログ)形式のようにカメラに向かって話すスタイルが重要とのことである。そうすることで、視聴者がビデオ内の人物とつながり、信頼感をいなくことになる。このことから、カメラの前に立つ人物の性格が、人を惹きつけるかどうかの鍵となる。

また面白いコンテンツを定期的にアップロードすることも重要となってくる。

YouTube 用動画の場合、技術的な点で意識すべきことは、音質の良いオーディオを使うことが必須であると氏は断言している。以前に比べ、手頃なカメラでもきれいな動画を撮影できるようになってきているが、音質の良さが質の良いビデオに直結するとのことである。



<図表 29 Instagram での  
広報> (ロジャーズ氏提供)

### (4) より良いツアーとするために

ロジャーズ氏は、より良いウォーキングツアーにするため以下の 2 点を心がけているとのことである。これは、日本の自治体含めウォーキングルートやツアーを検討している団体にとっても参考になると考えられる。

#### ①面白いものを発見する

- ・ 自分たちの地域は有名な都市ではないので、面白いものはないと考えている人がいるかもしれないが、皆が知っているものより、これまで知られていなかったが、地元の何気ないものが実は誰もが知っているものとのつながりがあった、というような話の方が面白く、魅力的である。
- ・ 自分たちの地域のものや人、歴史が、他の地域や有名人・現代の慣習等につながっているという話はどんな地域でもあるもので、そのようなフックとなる地元の隠れた事実や魅力を発見していくことが重要である。

#### ② ツアーのための背景調査

- ・ 上記のような隠れた事実、魅力を発見するためにも、ウォーキングツアーを行う前に地域の背景を調査したほうがよい。
- ・ 古い本や地図は、たとえそれが 100% 正確でなくてもよい参考文献となる。

- ・ また地元の人と話すことも重要な情報源となりえる。
- ・ 調査は、学者のように深く調べなくても面白い会話ができる程度で十分である。

ロジャーズ氏はロンドン・バラ・オブ・カルチャー終了後も、地元の歴史などの調査を続け、地域を歩いて巡る動画を YouTube で公開し続けている。ロンドン・バラ・オブ・カルチャー時は自治体からの依頼に基づきウォーキングツアーを行っていたが、それが無くなっても、今度は自身でウォーキングイベントを実施したいとのことであった。地域住民自らがその魅力を発見し発信していく住民主体の取組が今後広がっていくことが期待される。

### 第3節 シティ・オブ・ロンドン・コーポレーションの取組

イギリスでは、大気汚染が深刻な問題となっており、イギリス公衆衛生庁のレポートによると、毎年、28,000 人～36,000 人が大気汚染により深刻化した肺がん、ぜんそく等で死亡していると推定されている<sup>37</sup>。



<図表 30 シティの位置> (出典：City of London Corporation)

32 の区とシティ・オブ・ロンドン・コーポレーション（以下、シティ）で構成されるロンドンでも、大気汚染を減らし、人々の健康・環境に資するため、徒歩や自転車を使った活動的な移動である「アクティブトラベル」が推進されている。2041 年までに、ロンドンにおける 80% の交通を、徒歩、自転車、公共共通にし、世界で最も歩きやすい都市となること目指している<sup>38</sup>。

ここでは、環境や健康の観点からウォーキングを推進する都市の事例として、シティにおける取組例を紹介する。

#### 1 シティの概要

ロンドンを構成する 33 の自治体のうちの 1 つで、もっとも古い歴史を持つ。シティ

<sup>37</sup> イギリス政府 HP

<https://www.gov.uk/government/news/public-health-england-publishes-air-pollution-evidence-review>

Review of interventions to improve outdoor air quality and public health

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/795185/Review\\_of\\_interventions\\_to\\_improve\\_air\\_quality.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/795185/Review_of_interventions_to_improve_air_quality.pdf)

<sup>38</sup> ロンドン市 HP

<https://www.london.gov.uk/press-releases/mayoral/mayor-launches-londons-first-ever-walking-plan>

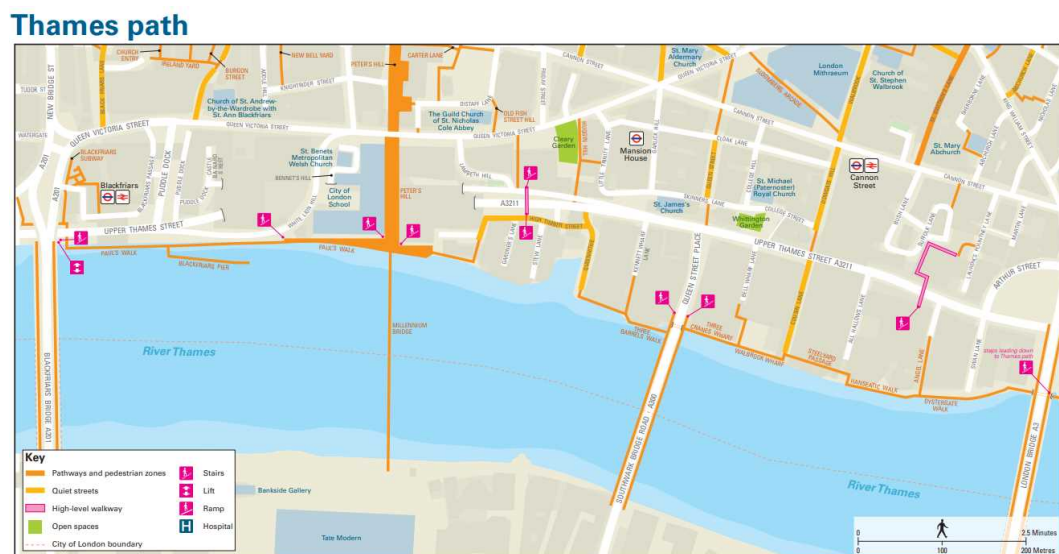
はロンドン発祥の場所かつ現在の金融の世界的中心部にあたる。住民は 8,000 人。また 50 万人以上がその地域内で働いている。観光客は毎年 1,000 万人訪れている<sup>39</sup>。面積は 1 マイル (1.6 キロメートル) 四方と小さく、シティをさして「スクエアマイル」と呼ぶこともある。

## 2 Active City Network の取組

シティではウォーキングの推進団体や地元企業などの関係者と Active City Network というプロジェクトを立ち上げ、アクティブトラベルの推進に取り組んでいる。

### ① ウォーキングマップの作成

毎日のウォーキングを推進する慈善団体 Living Streets とイギリス最大のウォーキング慈善団体 Ramblers (前述) と連携し、シティで働く人、シティを訪れる人、シティに住む人に対してベストなウォーキングルートを示す地図を作成している (図表 31)。この地図ではバービカン地区、シティ中心部、テムズパス (テムズ川沿いのフットパス)、フリートストリート沿いを中心に、緑地、静かな道などを色分けして示し、また階段やエレベーターなども示し、働いている人のランチに、訪問者の観光に、住んでいる人の散歩に、適した道を紹介している。



<図表 31 Hidden City Walking map>

### ② ウォーキングツアーの実施

<sup>39</sup> City of London Corporation HP  
<https://www.cityoflondon.gov.uk/services/transport-and-streets/road-safety/Pages/safer-commuting.aspx>  
<https://www.cityoflondon.gov.uk/services/transport-and-streets/Documents/city-of-london-transport-strategy.pdf>



シティでは、域内で働く人たちにより歩いてもらうため、前述のチャリティー団体 Living Streets とともに、ウォーキングツアーを実施した。これは 2017 年のナショナルウォーキングマンス<sup>40</sup> の期間中である 5 月に実施されたもので、Living Streets のスタッフが、特別に作ったルートを Crumbs<sup>41</sup>というアプリを使って案内するものである。参加者はアプリを通じて歴史や文化を学び、また豆知識のクイズなども出題されるため、楽しみながら地域を探索することができる。参加したのは、シティ内にオフィスのある生命保険・年金ファンドの Phoenix Group の従業員 30 人（2 回合計）である。ランチタイムを使って実施された 1.4 マイルのこのウォーキングツアーは、1 時間で従業員たちに 150 キロカロリーの消費と、約 3,000 歩の運動をもたらした。

参加した従業員からは、とても楽しいランチタイムの過ごし方で、もっと取り入れた方がよい、という意見があったほか、マネージャークラスの人たちからは、チームビルディングの研修にもこのようなウォーキングを取り入れるのは効果的だという意見、従業員に健康を促すのみならず、このような文化的ウォーキングを使って、机から離れ何か新しいことを学ぶ小休憩を促すことができる点が最もすばらしいという意見が寄せられた<sup>42</sup>。

### ③ 大気汚染の少ない移動経路の提案

City Air というアプリを開発し、より目的地まで大気汚染の少ないルートをリアルタイムの汚染状況を踏まえて紹介している。アプリ上では毎日大気汚染予報も見ることができる。大気汚染にさらされることが健康被害につながることから、より汚染の少ない経路を選んで歩くことを促し、健康面から安全なウォーキング環境をサポートする仕組みとなっている。



<図表 32 City Air>

(出典：Active City Network Best Practice Guide 2018)

## 3 シティの交通戦略

<sup>40</sup> イギリスで毎年 5 月に行われる歩くことを奨励するキャンペーン。Living Streets が始め、2019 年で 90 年目を迎える。

Living Streets HP

<https://www.livingstreets.org.uk/>

<sup>41</sup> 散策することを楽しむアプリ。宝探しやウォーキングツアー、豆知識クイズの機能が内蔵されている。

<https://apps.apple.com/jp/app/crumbs-city-trails/id1112971798>

<sup>42</sup> Active City Network Best Practice Guide 2018

<https://www.activecitynetwork.com/services/best-practice-guide-2018>

シティでは、新しい鉄道路線の敷設計画もあり、今後さらに増え続けると予想されている域内勤務者の増加を見据え、2019年に初の長期的交通戦略を策定した。これまで域内で働く人たちや企業から、道路のあり方とその機能について懸念が示されていたことから、シティの交通戦略では歩行者のニーズを最優先事項とし、歩きやすい道を作ることが掲げられている<sup>43</sup>。シティ内の移動の90%は徒歩+公共交通によってなされているにもかかわらず、混雑などを理由にわずか10%の人しか徒歩による移動に満足していない。2044年までにこの割合を75%に上げることが目標としている。

そのためにも以下のようなことに取り組んでいくことが有効だと戦略では取り上げられている。

- ・道路の幅を広げる
- ・歩行者優先道路を2044年までには2019年現在の25kmから55kmに伸ばす
- ・既存の歩道をよりアクセスの良いものにしたたり、活用する
- ・わかりやすい方向表示板を付ける
- ・ウォーキングツアーやウォーキングキャンペーンを支援する など

---

<sup>43</sup> City of London Transport Strategy  
<https://www.cityoflondon.gov.uk/services/transport-and-streets/Documents/city-of-london-transport-strategy.pdf>

## 第4章 ウォーキングの地域貢献

第3章で見てきた事例を中心にウォーキングの地域貢献について、改めて振り返ってみたい。第3章第1節のウィンチコムの場合、かつて活気を失っていた町が、今ではたくさんウォーカーが訪れる場所となり、新しい宿泊施設や店もでき、訪問者の宿泊や飲食等を通じた消費が地域経済に大きく寄与している。このことから、ウォーキングを推進していくことは地域経済の発展に貢献しえると言える。また、ロンドン交通局の報告書

「Walking and cycling: the economic benefits」では、ハイストリート（目抜き通り）を歩いたり、自転車で移動することは、小売店の売り上げを30%増加させるという効果が報告されている<sup>44</sup>。このことから、単にイベントや休日のレクリエーションとしてウォーカーを受け入れるだけでなく、その地域に住む人、訪れる人が歩いたり自転車で移動することも地域経済発展につながる効果があると言える。

第3章第2節のウォルサム・フォレストの事例では、ウォーキングを通じて、地域の住民自身が新たな視点で地域を見るきっかけを得たり、地域の歴史を知り、隠れた事実や魅力に気づいたりする機会となっていることがわかる。地域を知り愛着と誇りを持つことが地域の維持・発展あるいは再生にとって重要であることは論を俟たない。誰でも気軽に参加できたり、自身で探索できるウォーキングは、地域の魅力再発見に有効な手段の一つと言える。加えて、ロジャーズ氏のような地域に愛着のある住民自身が、企画に関わり、また情報発信していくことは、ウォーキングに限ったことではないが、日本の様々な自治体でも進められている住民主体のまちづくり、シビックプライド（市民の誇り）の醸成に寄与するものであることを改めて示してくれている。

第3章第3節のシティの取組は、歩行者にやさしいまちづくりを進め、人々に毎日歩くことを促し、大気汚染の改善と健康的な生活を推進していくものである。これはウォーキングを推進していくことが、誰にとっても住みやすいまちづくりと、大気等の環境改善、そして人々の健康維持に貢献できることを意味している。先に紹介したロンドン交通局の報告書では、ロンドンに住む人、勤務する人が、毎日20分のウォーキングやサイクリングを実施した場合、病気のリスクを減らすことにつながり、国の医療費は25年間で1.7億ポンド（1ポンド145円で計算した場合246億円）抑制されると伝えている。報告書では、糖尿病などの身体的疾患だけではなく、うつなどの精神的疾患のリスクの減少にも寄与することが示されている。個人における病気リスクの低減と持続可能な国民医療の提供のためにも毎日のウォーキングが大切なことがわかる。

また、上記の内容は、国際目標であるSDGs<sup>45</sup>（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）のいくつかの目標にも合致することに気づく。例えば、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」などである。このように見ていくと、ウォーキングの取組には、さまざまな切り口があり、その切り口ごとに地域へ貢献で

<sup>44</sup> Walking and cycling: the economic benefits  
<http://content.tfl.gov.uk/walking-cycling-economic-benefits-summary-pack.pdf>

<sup>45</sup> 総務省 HP

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01\\_04000212.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html)

きる大きな可能性があると言える。

## おわりに

本レポートでは、ウォーキング大国とも言えるイギリスのウォーキングを取り巻く現状やその取組を紹介してきた。

調査を通じて気づいたことは、イギリスでは本当に歩くことが好きな人が多い、ということである。イギリスに赴任して、歩くことが好きだと自己紹介すると、本当にたくさんの人たちがおすすめのウォーキングスポットを教えてくれた。週末に遠出してウォーキングをしてくると言う、「週末だけなんでもったいない。自分なら最低1週間はそこに滞在してウォーキングを楽しむ。」と力説されることもあった。

自宅や事務所の近くを見渡しても、平日、休日問わず、犬を連れて散歩している人は多く、事務所の近くにある公園を仕事帰りにのぞいてみると、帰宅する途中だと思われるスーツ姿の人たちが公園の中を歩いている。またロンドンを流れるテムズ川沿いの道には広い歩道があり、ランニングに汗を流している人、談笑しながら歩いている人が多い。まさに日常の中にウォーキングが溶け込んでいると感じると同時に、ここには歩きたくなる環境があるのだということに気づかされた。

それは歴史的にウォーキングを大事にし、歩く環境を守り続けてきたイギリスだからなのだと感じる一方で、日本でも様々な歩く道があるのだからもっと色々なところを歩いてみたい、という気持ちにもなった。

ウォーキングはお金もかからず、誰もが気軽に行うことができる活動である。歩くことで、心身をリフレッシュさせたり、地域の魅力に気づいたり、いろんな人との出会いが生まれたりする。また様々な観点から地域に貢献できる無限の可能性を秘めたものだという事を本レポートの執筆を通じて確信した。

このレポートがウォーキングを通じた地域振興に取り組む人たち、地域をよりよくしていこうと考える人たちにとって、少しでも役に立つことができるならば幸いである。

### 【執筆】

一般財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所 所長補佐 宇野 真由美

## 参考文献

### <文献、論文>

- ・ ウォーキング大国イギリス・フットパスを歩きながら自然を楽しむ（平松 紘、明石書店）
- ・ 自然アクセス性の現代的意義 - 日英比較を通じて - （三俣 学、商大論集第 70 巻 2019）  
[file:///C:/Users/Uno/Downloads/03\\_SHODAI%20RONSHU Vol.70-No.2-3\\_06 Gaku%20Mitsumata%20\(2\).pdf](file:///C:/Users/Uno/Downloads/03_SHODAI%20RONSHU%20Vol.70-No.2-3_06_Gaku%20Mitsumata%20(2).pdf)
- ・ 英国の地方自治（概要版）（2017 年 一般財団法人自治体国際化協会）
- ・ イギリス議会庶民院図書館レポート Establishing a right of way  
<https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN06026>
- ・ フットパスによるまちづくり 地域の小道を楽しみながら歩く（神谷由紀子【編著】、水曜社）
- ・ 歩くを楽しむフットパス 歴史、文化。自然、そして農と職を結ぶ（小川 巖、エコネットワーク）
- ・ 観光文化 199 号  
<https://www.jtb.or.jp/wp-content/content/img/publish/bunka/bunka199.pdf>
- ・ 「英国地方自治体のコンサルテーション」（専修大学法学部教授 藤田 由紀子）  
[http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/reportg19\\_3\\_2.pdf](http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/reportg19_3_2.pdf)
- ・ Walking and cycling: the economic benefits  
<http://content.tfl.gov.uk/walking-cycling-economic-benefits-summary-pack.pdf>
- ・ イギリスの自然歩道 システム とその運営管理 について（重松 敏則・入倉 彩、造園雑誌 57（7）325-330、1994 ）  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jila1934/57/5/57\\_5\\_325/pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jila1934/57/5/57_5_325/pdf-char/ja)
- ・ 里山学研究センター 2013 年度年次報告書  
<https://satoyama.kenkyu.ryukoku.ac.jp/publication/8.%20Footpath%20to%20Walkers.pdf>

### <ホームページ>

- ・ 平成 28 年（2016 年）社会生活基本調査  
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/index.html>  
<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/minitopics02.pdf>
- ・ 九州オルレ HP  
<https://www.welcomekyushu.jp/kyushuolle/?mode=about>
- ・ 自治体国際化協会 HP  
<http://economy.clair.or.jp/casestudy/inbound/2207/>
- ・ 宮城オルレ HP  
<https://www.miyagiolle.jp/>

- 日本ロングトレイル協会 HP  
<http://longtrail.jp/trail.html>
- 日本フットパス協会 HP  
<https://www.japan-footpath.jp/>
- Walking and Cycling Statistics, England: 2018 レポート  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/821842/walking-and-cycling-statistics-2018-accessible.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/821842/walking-and-cycling-statistics-2018-accessible.pdf)
- イギリス政府HP Natural England  
<https://www.gov.uk/government/organisations/natural-england/about>
- Monitor of Engagement with the Natural Environment: Headline report and technical reports 2018 to 2019  
<https://www.gov.uk/government/statistics/monitor-of-engagement-with-the-natural-environment-headline-report-and-technical-reports-2018-to-2019>
- Rights of Way Act 1932 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/22-23/45/enacted>
- Countryside and Rights of Way Act 2000  
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/37/contents>
- Waymarking public rights of way  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/414626/waymarking-rights-of-way.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/414626/waymarking-rights-of-way.pdf)
- Ramblers HP  
<https://www.ramblers.org.uk/about-us/what-we-do.aspx>  
<https://www.ramblers.org.uk/policy/england/rights-of-way/public-rights-of-way.aspx>
- Countryside Act 1968  
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1968/41>
- A guide to definitive maps and changes to public rights of way - 2008 Revision  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/414670/definitive-map-guide.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/414670/definitive-map-guide.pdf)
- Wildlife and Countryside Act 1981  
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/69/contents>
- Rights of way advice note 8  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/430193/rights\\_of\\_way\\_08.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/430193/rights_of_way_08.pdf)
- Highway Act 1980  
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1980/66/contents>
- Right of Way Act 1932  
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/22-23/45/enacted>
- Town and Country Planning Act 1990 第 257 条  
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1990/8/section/257>

- A guide to definitive maps and changes to public rights of way - 2008 Revision  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/414670/definitive-map-guide.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/414670/definitive-map-guide.pdf)
- イギリス政府 HP authority responsibilities  
<https://www.gov.uk/guidance/public-rights-of-way-local-authority-responsibilities>
- イギリス政府 HP definitive map  
<https://www.gov.uk/guidance/public-rights-of-way-landowner-responsibilities>
- Wiltshire Council HP  
<http://www.wiltshire.gov.uk/caip-rights-of-way-countryside-policies.pdf>
- Suffolk County Council HP  
<http://www.suffolpublicrightsofway.org.uk/the-definitive-map/application-forms-and-guidance-notes/>
- Essex County Council HP  
<https://www.essexhighways.org/getting-around/public-rights-of-way/the-definitive-map.aspx>
- Winchcombe Town Council HP  
<http://www.winchcombetowncouncil.co.uk/>
- City population HP  
[https://www.citypopulation.de/en/uk/southwestengland/admin/tewkesbury/E04004432\\_winchcombe/](https://www.citypopulation.de/en/uk/southwestengland/admin/tewkesbury/E04004432_winchcombe/)
- Walkers are Welcome HP  
<https://walkersarewelcome.org.uk/join/>
- Loving the Cotswolds HP  
<http://www.lovingthecotswolds.com/cotswold-voluntary-wardens>
- National Trails HP  
<https://www.nationaltrail.co.uk/>
- Waltham Forest Council HP  
<https://walthamforest.gov.uk/>
- The William Morris Society HP  
<https://williammorrissociety.org/about-william-morris/>
- イギリス政府 HP Public Health England  
<https://www.gov.uk/government/news/public-health-england-publishes-air-pollution-evidence-review>
- Review of interventions to improve outdoor air quality and public health  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/795185/Review\\_of\\_interventions\\_to\\_improve\\_air\\_quality.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/795185/Review_of_interventions_to_improve_air_quality.pdf)
- ロンドン市 HP



<https://www.london.gov.uk/press-releases/mayoral/mayor-launches-londons-first-ever-walking-plan>

- City of London Corporation HP  
<https://www.cityoflondon.gov.uk/services/transport-and-streets/road-safety/Pages/safer-commuting.aspx>  
<https://www.cityoflondon.gov.uk/services/transport-and-streets/Documents/city-of-london-transport-strategy.pdf>
- Living Streets HP  
<https://www.livingstreets.org.uk/>
- Crumbs  
<https://apps.apple.com/jp/app/crumbs-city-trails/id1112971798>
- Active City Network Best Practice Guide 2018  
<https://www.activecitynetwork.com/services/best-practice-guide-2018>
- City of London Transport Strategy  
<https://www.cityoflondon.gov.uk/services/transport-and-streets/Documents/city-of-london-transport-strategy.pdf>
- Walking and cycling: the economic benefits  
<http://content.tfl.gov.uk/walking-cycling-economic-benefits-summary-pack.pdf>
- 総務省 HP  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01\\_04000212.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html)